

令和５年度入札契約制度改正について

R 5 . 4

財政政策課

北広島町では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を踏まえ、公正な競争の促進、適正な施工を確保する観点から、入札・契約制度について、次のとおり制度改正を行います。

１．最低制限価格（建設工事）の算定基準の改正

適正な施工の確保とダンピング受注の防止を図るため、町発注の建設工事に適用する最低制限価格制度について、令和４年中央公契連モデルの改正を踏まえ、算定基準を次のとおり改正します。

（改正前）

（１）算定基準

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.55

（２）範囲

予定価格の 7.5/10～9.2/10（千円未満の端数は切上げ）

（改正後）

（１）算定基準

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.68

（２）範囲

予定価格の 7.5/10～9.2/10（千円未満の端数は切上げ）

２．災害復旧工事の発注にかかる特例措置の改正

災害復旧工事の円滑な施工を図り、迅速に災害復旧を行うため、近年の工事費の上昇を踏まえ、災害復旧工事の発注にかかる特例措置について、次のとおり改正します。

（１）指名競争入札の適用範囲の拡大

指名競争入札による発注を可能とする請負設計対象金額の上限を 3,500 万円未満か

ら 4,000 万円未満に引き上げ、請負対象設計金額が 4,000 万円以上のものは、一般競争入札によるものとします。

なお、指名競争入札で応札者がいなかった場合、町内全域を対象とした一般競争入札とします。

(2) 一般競争入札における最低制限価格制度の適用

請負対象設計金額 4,000 万円以上の場合に適用する事後審査型一般競争入札では、低入札価格調査制度の対象工事とせず、最低制限価格を適用します。

(3) 特定建設業許可の要否

請負対象設計金額が 8,000 万円以上の工事で求めている特定建設業の許可は、災害復旧工事では不要とします。

ただし、建設業法により 4,500 万円以上の下請を発注する場合は、特定建設業許可を必要とします。

※適用期日： 令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告または入札指名通知を行うものから適用します。